

申請事案

航空局航空ネットワーク部航空事業課
平成28年9月6日

審議事案

申請種別	混雑空港運航許可申請
申請 年月日 諮問	申請 平成28年8月3日 諮問 平成28年8月25日
申請者	春秋航空日本株式会社
申請内容	関西国際空港を使用して運航を行うことの 許可申請
備考	運航開始 平成28年9月28日(水) の予定期日

混雑空港運航許可申請の概要

1. 申請者

千葉県成田市公津の杜4丁目11-2
春秋航空日本株式会社 代表取締役 鶴飼 博

2. 申請事案の種類

混雑空港運航許可（関西国際空港）

3. 運航計画の概要

(1) 成田＝関西線

- ①路 線 成 田 - 関 西
②使 用 空 港 成田国際空港及び関西国際空港
③運 航 回 数 1往復/日 (9/28~10/29)
④発 着 時 刻

	発	着	備考		発	着	備考
成田－関西	12:00	13:30	※1	関西－成田	14:35	16:00	※2

(※1) 10/2、10/9、10/23は10分早発、10分早着

(※2) 10/6、10/13、10/20、10/27は5分早発、5分早着
10/2、10/9、10/23は35分早発、35分早着

- ⑤使 用 航 空 機 ボーイング式B737-800型機（189席）

4. 実施予定日

平成28年9月28日（水）

5. 当該申請が航空法第107条の3第3項の各号に適合することの説明

(1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること。

関西国際空港は、航空機の航行の安全確保等の観点から発着調整基準を定めている。

申請者の運航計画は、これらの発着調整基準に合致しており、また、関係空港の発着時刻についても運用時間内であり、運航に必要な時間も十分に確保されている。

よって、航空機の運航の安全上適切なものであると認められる。

(2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

と。

申請者は、関西国際空港を使用して関西－成田線を平成28年9月28日から1日1往復にて運航しようとするものである。

申請のあった成田－関西線はジェットスター・ジャパンが1日4往復、Peach・Aviationが1日3往復している競合路線であり、競争の促進が図られることとなる。

更に、他の航空会社との運航とあわせ、より多頻度運航となることにより、利用者の選択肢が広がること、春秋航空（中国）等を利用して訪日する外国人が申請者の路線を乗り継いで国内地点間の旅行をすることが可能となり、新たな航空旅客需要の拡大につながることから、利用者利便に適合する輸送サービスが提供されるものである。

よって、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

以上（1）及び（2）により、当該申請は航空法第107条の3第3項各号の基準に適合するものと認められる。